

○ 地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会取りまとめ ①

【本分科会の趣旨】

消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進に関し、その実現に向けた検討を行う。
(「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更(平成30年3月20日)に当たって掲げた重点事項の1つ)

地域ごとに、多様な担い手が連携して、様々な機会を捉えて消費者教育を実施することができるための方策として、
【「多様な関係者や場をつなぐ」ための調整を行うものとして期待されている**消費者教育コーディネーター**】を取り上げ、検討を実施。

1. 地域における消費者教育の充実に向けた連携と消費者教育コーディネーターの役割 (第2)

○「消費者教育コーディネーター」の定義

…「消費者教育を担う**多様な関係者や場をつなぐ**ため...間に立って調整をする役割を担う者」(基本方針)

幅広い世代に向けた消費者教育を実現することが可能

地域における消費者教育の充実につながる

消費者問題の構造や、体系的な消費者教育の意義や消費者教育により身に付けるべき力、
また、消費者教育を受ける対象に応じて実施すべき消費者教育の内容の具体的なイメージを理解し、
能動的に連携体制を構築することで、地域の特性に応じた消費者教育を実現すること

これらを踏まえると、消費者教育コーディネーターの具体的な役割は、

2. 消費者教育コーディネーターの配置と活用について (第3)

3. 今後の消費者教育コーディネーターの活用の在り方 (第4)

消費者教育コーディネーター配置府県・政令市への調査と、
山形県、島根県、大阪府に対するヒアリングを実施

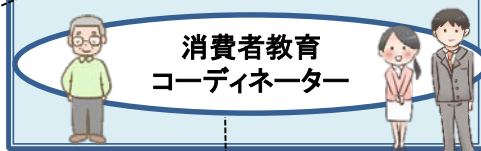
消費者教育コーディネーター配置の
ケースとして、3類型を提示

- ① 行政職員がコーディネート業務を担うケース
- ② 調整機能に特化して取り組む専任の消費者教育コーディネーターを配置するケース
- ③ 消費者教育についての実績等を有する組織に消費者教育コーディネート業務を委託するケース

域内の消費者教育について、
戦略的な全体方針を企画・立案。
また、**実行に向けた総合調整を実施。**

地方公共団体 消費者行政部局

消費者教育
コーディネーター



消費者教育の内容等 (上記1.参照)を理解していること。
前職などの経験や人的なつながりは不可欠ではない。

地方公共団体(行政)による企画・立案と総合的な調整の下、
具体的な施策を効果的かつ機動的に実現するため、多様な関係者や場をつなぐ専任のコーディネート業務を担う。
→ こういった業務を担うに当たり必要とされる
消費者教育に関する専門性を期待することができる人材を、
行政組織内に配置

○ 地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会取りまとめ ②

4. 地方公共団体におけるコーディネート機能の強化に関する提言(第5)

今後の消費者教育コーディネーターの活用の在り方の実現、特に、**地方公共団体(行政)と消費者教育コーディネーターとの関係性を踏まえたコーディネート機能の強化**を目指すため、国が以下の取組を行うことを提言。

① 地方公共団体(行政)による企画・立案と総合的な調整を確保するための「コーディネート機能強化」の支援

国において、全国の行政職員(消費者教育担当)を対象とする研修=「コーディネート機能強化」の支援を実施すべき。(実施に当たっては、独立行政法人国民生活センターの実施する研修等の機会を活用。)

【趣旨】

地方公共団体(行政)には、

- 「域内で実施すべき消費者教育事業の内容」
- 「それを実現するためにはどのような主体との連携が必要であるか」
- 「その連携を実現するために消費者教育コーディネーターにどのような役割を担わせるべきか」

についての、戦略的な企画・立案と、事業の実現に向けた総合的な調整を行うことが求められている。

⇒ **実際に業務に当たる行政職員が理解し、各地域の特性に応じた消費者教育の実現に取り組む**ことを目指すものとし、効果的な情報提供方法についても検討が必要。

② 消費者教育コーディネーター相互の情報交換等の機会の創出

国において、**全国の消費者教育コーディネーターの出席を募り、「消費者教育コーディネーター会議」を開催**するとともに、**同会議で収集された情報の発信に取り組む**べき。
全国における取組が、実際にコーディネート業務に当たる者の間で共有され、共通に抱える課題や目指すべき到達目標などの抽出につながることを目的とするもの。

【趣旨】

消費者教育コーディネーターは、実際の業務(具体的な消費者教育の内容の提案や、需要に応じた担い手の紹介など)を通じて、資質を高めていくことが必要。

一方で、本取りまとめにおいて、**地域における消費者教育推進体制の全体の在り方を捉え直し、その中での消費者教育コーディネーターの役割を定義し直した**ことを踏まえ、**全国での取組の平準化を図る**必要。

③ 消費者教育コーディネーターによるコーディネート機能発揮に当たり必要な環境・条件の整備

全国において消費者教育コーディネーターが普遍的にコーディネート業務を展開するためには、**各種の環境整備が必要**。

そのため、

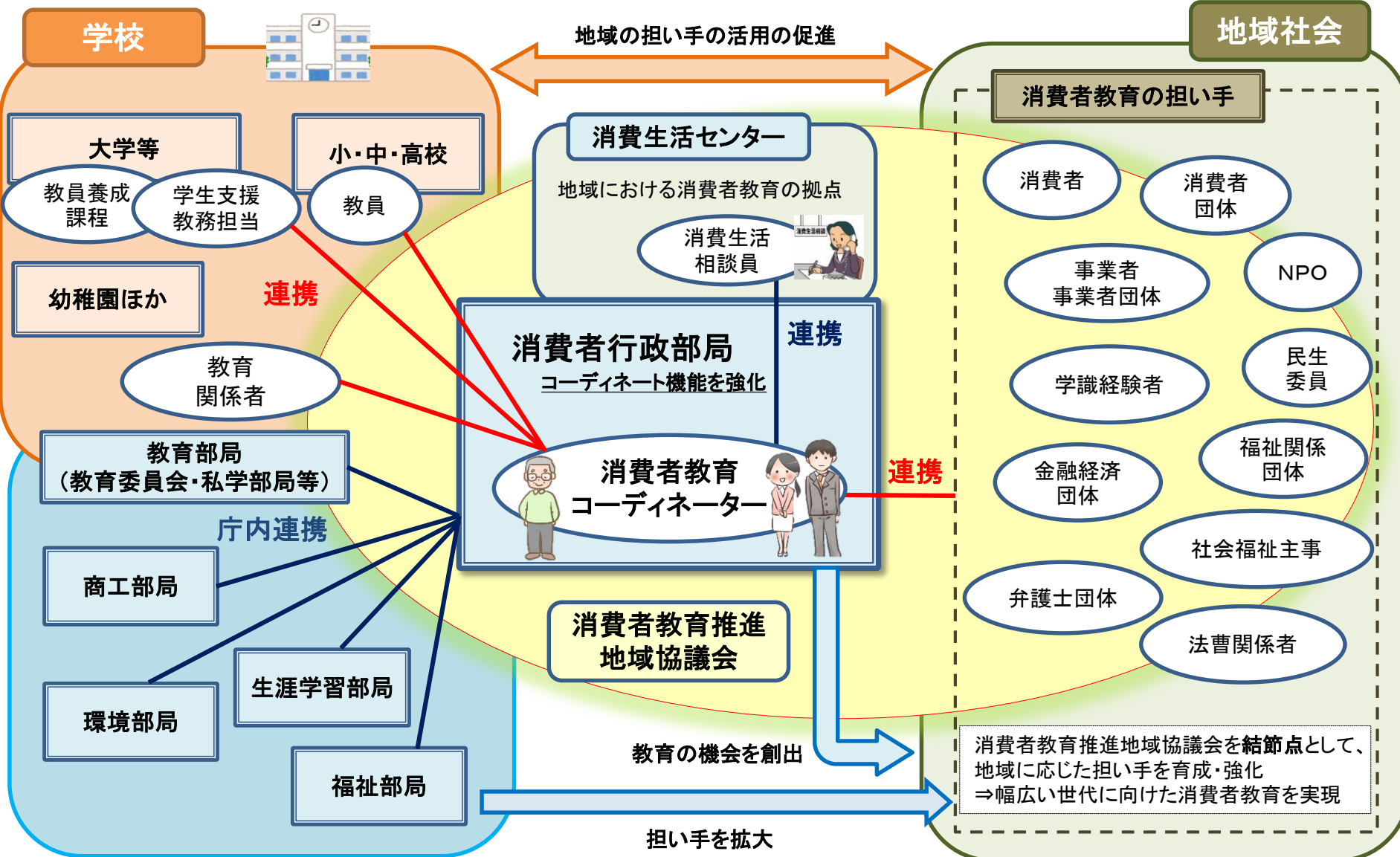
- **消費者教育推進地域協議会の実効性確保と地域における結節点としての機能強化や、地域の実情に応じた消費者教育推進計画の策定・PDCAサイクルの確立に係る方策の検討**
- **人材バンクの構築を含む、効果的な連携方法の類型に関する提案**を行うべき。

地域における消費者教育の推進に向けて、本分科会で明らかとなった課題について、引き続き、**消費者教育推進会議において検討**を行う。

また、充実した検討のため、国においては、**コーディネート機能強化の支援及び消費者教育コーディネーター会議の実施による全国からの課題の抽出や、必要な調査等の施策が速やかに行われることを期待**。

地域における消費者教育の推進体制(イメージ)

地域ごとに、多様な担い手が連携して、様々な機会を捉えて、消費者教育を実施



学校



大学等

教員養成課程

学生支援教務担当

小・中・高校

教員

幼稚園ほか

連携

教育関係者

教育部局
(教育委員会・私学部局等)

庁内連携

商工部局

環境部局

生涯学習部局

福祉部局

地域の担い手の活用の促進

消費生活センター

地域における消費者教育の拠点

消費生活相談員

連携

消費者行政部局

コーディネート機能を強化

消費者教育コーディネーター

連携

消費者教育推進地域協議会

教育の機会を創出

担い手を拡大

地域社会

消費者教育の担い手

消費者

消費者団体

事業者
事業者団体

NPO

学識経験者

民生委員

金融経済団体

福祉関係団体

社会福祉主事

弁護士団体

法曹関係者

消費者教育推進地域協議会を結節点として、
地域に応じた担い手を育成・強化
⇒幅広い世代に向けた消費者教育を実現